

# 東京都北区地域クラブ活動運営等業務委託 プロポーザル公募要項

## 1 目的

中学校（義務教育学校後期課程を含む。）における部活動は、教育課程外であるものの、大きな教育的意義を果たしてきた活動であり、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、その活動をとおして、それぞれの意欲の向上や責任感、自主性・自律性の育成に寄与するとともに、生徒同士の連帯感を高めるなど大きな役割を担っている。

しかし、今日では、社会・経済情勢の変化等により、部活動を取り巻く環境は大きな変化が見られるようになっており、全国的に少子化による生徒数減少の影響を受けて、部員が集まらなかったり、教員の減少により指導体制が構築できなくなったりするなど、これまでと同様の体制では部活動の運営を維持することが難しくなりつつある。

北区では、令和7年3月に「北区立中学校部活動地域展開等推進計画」を策定し、地域との連携による新たな仕組みを構築し、未来を見据えた持続的かつ発展的で、より一層充実した部活動を目指すこととしている。

本プロポーザルでは、地域クラブ活動の導入により、生徒がスポーツや文化芸術活動に触れる選択肢を増やし、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 件名

東京都北区地域クラブ活動運営等業務委託

### (2) 業務内容

別紙「東京都北区地域クラブ活動運営等業務委託仕様書（案）」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日

※地域クラブ活動実施期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日とする。

### (4) 契約可能種目数

本プロポーザルへの参加に当たり、地域クラブ活動実施種目として最大2種目までの提案を可（1種目のみでの提案を妨げるものではない）とするが、本業務は中学校部活動の地域展開の一環として新たに導入する取組みであり、複数の運営団体が地域クラブ活動の管理運営等を行うことにより、今後を見据えた運営方法等の検討・検証を行う必要があるため、1法人（団体）が受注できる種目数は1種目のみとする。（ただし、契約交渉候補者がいなかった場合は除く。）

### (5) 履行場所

教育振興部生涯学習・学校地域連携課指定場所

### (6) 担当部署

東京都北区教育委員会事務局教育振興部生涯学習・学校地域連携課

〒114-8546

東京都北区滝野川2丁目52番10号 北区役所滝野川分庁舎2階

電話：03-3908-9323 メールアドレス：s-g-renkei@city.kita.lg.jp

### 3 参加資格

本プロポーザルの参加者は、企画提案書の提出期限である令和7年6月20日現在において、以下の要件を全て満たすものとする。なお、提出された書類等で以下の要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合又は提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

(1) 対象業務における北区での競争入札参加資格（以下「北区競争入札参加資格」という。）を有していること。なお、北区競争入札参加資格を有していないものについては、次の書類を提出することにより、参加資格を有しているものとみなす。

① 団体等の公的証明書

※参加表明書提出日から3か月以内に発行されたもので、正本に限る。

- ・登記簿謄本
- ・商号登記簿謄本
- ・身分証明書（本籍地の市区町村が発行するもの。）
- ・登記されていないことの証明書

② 財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書）

③ 法人事業税の納税証明書

④ 法人税又は所得税の納税証明書

⑤ 消費税及び地方消費税の納税証明書

⑥ 役員名簿

⑦ 定款・規約等

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

(3) 東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準による指名停止期間中でないこと。

(4) 東京都北区暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

(5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

### 4 予定価格及び最低制限価格設定の有無

(1) 予定価格

非公表とする。

(2) 最低制限価格

設定しない。

### 5 プロポーザル実施スケジュール（予定）

プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする（土曜・日曜及び祝日を除く）。

No	項目	期間等
1	公募開始（公募要項等の公表）	令和7年6月2日（月）
2	質問受付期間	令和7年6月2日（月）から令和7年6月6日（金）午後5時まで
3	質問に対する回答の公表	令和7年6月11日（水）午後5時まで
4	参加表明書等提出期限	令和7年6月13日（金）午後5時
5	企画提案書等提出期限	令和7年6月20日（金）午後5時
6	第1次審査（書類審査）	令和7年7月上旬
7	第1次審査結果通知	令和7年7月中旬
8	第2次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年8月上旬

9	第2次審査結果通知	令和7年8月中旬
---	-----------	----------

※第2次審査（プレゼンテーション審査）の日程等の詳細は、第2次審査対象者に第1次審査結果と合わせて通知する。

## 6 参加表明の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の書類を受付期間内に提出すること。  
 なお、参加表明書等の様式は、北区ホームページからダウンロードすること。

### (1) 受付期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月13日（金）午後5時まで

### (2) 提出書類

#### ①北区競争入札参加資格を有しているもの

##### ア 参加表明書（様式1）

※代表者印を押印の上、提出すること。

##### イ 東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し

※裏面の印鑑証明を含む

##### ウ 法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

※参加表明書提出日から3か月以内に発行されたもの

##### エ 法人（団体）概要（様式2）

##### オ 業務・活動実績一覧（様式3）※最大5件まで

##### カ 収支報告書（様式任意）

※上記オ「業務・活動実績一覧」で記載した各業務・活動ごとに収支報告書を提出すること。

##### キ 法人の概要がわかるパンフレット

#### ②北区競争入札参加資格を有していないもの

No	提出書類	法人の方	個人の方
1	参加表明書（様式1）	必要	必要
2	法人（団体）概要（様式2）	必要	必要
3	業務・活動実績一覧（様式3） ※最大5件まで	必要	必要
4	収支報告書（様式任意） ※No3「業務・活動実績一覧」で記載した各業務・活動ごとの収支報告書	必要	必要
5	登記簿謄本（正本）	必要	—
6	商号登記簿謄本（正本）	—	商号登記している方は必要
7	身分証明書（本籍地の区市町村長が発行するもの）（正本）	—	商号登記していない方は必要
8	財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書）	必要	必要
9	法人事業税の納税証明書（写し可）	必要	—
10	法人税又は所得税の納税証明書（写し可）	必要（法人税）	必要（所得税）
11	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）	必要	必要
12	登記されていないことの証明書（正本）	—	商号登記していない方は必要
13	法人（団体）概要がわかるパンフレット	必要	必要

14	役員名簿	必要	必要
15	定款・規約等	必要	必要

※参加表明書（様式1）は、代表者印を押印の上、提出すること。

※上記No5～7及びNo9～12については、参加表明書提出日から3か月以内に発行されたものを提出すること。

- (3) 作成要領
- ・各書類には法人名（団体名）を記載すること。
  - ・上記（2）の提出書類一式は電子データで提出するとともに、上記1の受付期間内に原本を1部郵送又は持参すること。
- (4) 提出先
- 2（6）担当部署に同じ

## 7 質問受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類  
質問書（様式4）
- (2) 受付期間  
令和7年6月2日（月）から令和7年6月6日（金）午後5時まで  
※受付期間内に届かなかった質問には回答しない。
- (3) 提出方法  
質問箇所及び内容を分かりやすく記載し、電子メールにより提出すること。また、メールの件名は「東京都北区地域クラブ活動運営等業務委託に関する質問（法人名又は団体名）」とすること。なお、他の方法による質問は受け付けない。
- (4) 提出先  
2（6）担当部署に同じ
- (5) 質問に対する回答  
回答はすべての質問を取りまとめたうえで、令和7年6月11日（水）午後5時までに北区ホームページに掲載する。なお、質問がなかった場合には、ホームページへの掲載は行わない。また、意見の表明と解される質問については回答しない場合がある。

## 8 辞退届の提出

参加申込後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類  
辞退届（様式5）
- (2) 提出期限  
令和7年6月20日（金）午後5時まで
- (3) 提出方法  
提出期限までに電子メールで送付すること。メールの件名は、「東京都北区地域クラブ活動運営等業務委託に関する辞退届の提出（法人名又は団体名）」とすること。また、原本を電子メール送付後1週間以内に持参又は郵送すること。
- (4) 提出先  
2（6）担当部署に同じ

## 9 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、企画提案書等を下記（１）の受付期間内に提出すること。なお、提出書類のうち、様式の指定がないものについては、各項目に示す頁数を目安に作成すること。

### （１）受付期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月20日（金）午後5時まで

### （２）提出書類

#### ①配置予定の指導者の経歴等（様式6）

本業務を担当する責任者及び指導者の氏名、経歴等について記入すること。

なお、保有資格については、証明できる書面の写しを添付すること。

#### ②業務実施体制（様式任意）

本業務を担当する責任者及び指導者等の業務分担や連絡体制等について記入すること。

#### ③企画提案書（様式任意）

別紙「東京都北区地域クラブ活動運営等業務委託仕様書（案）」等を踏まえ、次の項目について、業務を実施するための具体的な手法を記載すること。なお、必要に応じて想定される業務内容を記載すること。

##### ア 地域クラブ活動に対する考え方（1頁）

地域クラブ活動の運営主体として、本業務に対する基本的な考え方等について記入すること。

##### イ 参加費の額及び考え方（1頁）

地域クラブ活動参加者から徴収する参加費の額及び参加費に対する考え方について記入すること。

##### ウ 危機管理・情報管理体制（1頁）

業務の実施に当たり、個人情報等の取扱いについて、どのように適切に保護するのか記入すること。また、活動中の事故等に対する対応方法についても記入すること。

##### エ 活動スケジュール等（2頁）

令和7年度及び令和8年度の地域クラブ活動のスケジュール（活動場所を含む。）について提案すること。

##### オ 指導者に対する研修について（1頁）

指導者の育成や指導者の質の確保といった観点からどのような研修制度を整備するのか記入すること。

##### カ 生徒及び保護者からの問い合わせ窓口の設置について（1頁）

生徒や保護者からの問い合わせに対応する窓口の設置など、どのような連絡体制を整備するのか記入すること。

##### キ 地域クラブ活動の広報について（1頁）

多くの生徒に地域クラブ活動に参加してもらうため、どのような手法で広報していくのか記入すること。

#### ④価格提案書（様式7）

- 本業務の提案価格について、令和7年度分及び令和8年度分を記載すること。
- 積算の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
- 積算の内訳には、地域クラブ活動として想定している生徒の参加人数を記載の上、積算すること。
- 想定している生徒の参加人数により予算の上限額を超過している場合は、協議の上、書類の再提出を求める場合がある。
- 人件費の積算に当たっては、北区の部活動外部指導員の単価（1時間当たり2,500円）を目安に算出すること。なお、各法人（団体）において、報酬等に関する基準がある場合はその単価により積算すること。

- 区が指定する研修の受講料（1人当たり3,000円程度）を経費の一部として計上することは差し支えない。
  - 金額は税込価格（10%）で記載すること。
- (3) 作成要領
- 企画提案書の作成は、A4横、カラー、横書き、片面で作成すること。
  - 文字の大きさは10.5ポイント以上（図、表、画像を除く。）で作成すること。
  - 審査の公平性及び透明性を確保するため、企画提案書等の内容や余白に法人名（団体名）を記入しないこと。また、法人名（団体名）を特定・類推させるような表現は記載しないこと。
  - 上記（2）の提出書類を順番通りにフラットファイル（A4ファイル1冊にまとめる）に綴り、インデックスを付して【法人名（団体名）記載1部、未記載1部】を提出すること。
  - 企画提案書等の提出書類は、【法人名（団体名）記載分・未記載分】それぞれを電子データ（PDF形式）でも提出すること。
- (4) 提出先  
2（6）担当部署に同じ。
- (5) 提出方法  
郵送又は持参により提出すること。なお、電子データは、上記（1）の受付期間内に電子メールにて提出すること。  
※郵送の場合、上記（1）受付期間に必着  
※持参の場合、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

## 10 審査の流れ等

- (1) 審査委員会の設置  
業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を厳正かつ公正に審査・決定するため、本プロポーザルの審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- (2) 審査の流れ  
本プロポーザルは公募型プロポーザルとし、2段階審査方式で実施する。
- ①第1次審査  
提出された書類（企画提案書等）による審査
- ②第2次審査  
プレゼンテーション等による審査
- 所要時間は、1法人（団体）当たり、15分以内のプレゼンテーション及び15分程度の質疑応答により審査を行う。
  - プレゼンテーションにおいては、提出された企画提案書をもとに実施することとし、資料の追加提出は認めない。ただし、プレゼンテーションのために企画提案書を抜粋した資料の配布は可とする。なお、提出された企画提案書は、事前に審査委員に配布する。
  - 第2次審査の実施方法等に関する詳細は、第1次審査結果と合わせて、第2次審査の対象となった法人（団体）に通知する。
- (3) 審査基準
- 「東京都北区地域クラブ活動運営等業務委託プロポーザル審査基準」に基づき、第1次審査結果及び第2次審査結果を総合的に判断し、受注候補者を選定する。
  - 本プロポーザルでは、地域クラブ活動実施種目として、最大2種目までの提案を可としているが、提案種目数は審査に影響を与えるものではない。
  - 適切な提案がない場合（評価点の得点率が60%未満等）には、受注候補者として選定せず、プロポーザルの手続きを中止する場合がある。
  - プロポーザル参加者が1法人（団体）のみであった場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

## 11 審査結果の通知

審査結果は、全ての本プロポーザル参加者に対し、郵送にて通知する。また、北区ホームページ上にも審査結果を公表する。

## 12 契約に関する基本事項

- (1) 本プロポーザルにおいて契約交渉順位決定後、順位が高い順に契約交渉を行う。また、受注候補者の辞退や契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次に順位が高い法人（団体）と契約交渉を行う。
- (2) 契約金額については、受注候補者と協議の上、決定する。したがって、本プロポーザルにおいて提案した価格（見積書記載額）がそのまま契約金額になるとは限らない。
- (3) 受注候補者として選定されたことをもって契約締結が確定するのではなく、仕様協議後の契約の締結をもって契約成立とする。また、本プロポーザルでの提案内容がすべて仕様書に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (4) その他契約に関する事項  
別紙「東京都北区地域クラブ活動運営等業務委託仕様書（案）」を参照すること。

## 13 失格要件

本プロポーザルにおいて、次に該当する場合は失格とする場合がある。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) その他提案に当たり、著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合

## 14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類受理後の修正又は変更は一切認められない。ただし、担当部署からの指示による差し替え及び再提出はこの限りではない。
- (3) 天災等のやむを得ない事情により、本プロポーザルを延期、中断する場合がある。
- (4) 提出書類について、北区は本業務に係る範囲内において公表する場合、その他北区が必要と認める場合には、提出書類を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書等は返却しない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、東京都北区情報公開条例（平成12年12月8日条例第63号）に基づき提出書類を公開する場合がある。
- (7) 本プロポーザルの審査過程は公表しない。また、審査結果についての異議は認めない。

東京都北区地域クラブ活動運営等業務委託プロポーザル審査基準 第1次審査（書類審査）

No	審査項目	主な評価視点
1	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでに、中学校部活動の指導に関する事業に関わった経験があり、培った経験を本業務に活かすことが期待できるか。</li> <li>・子ども・青少年を対象とする事業に関わった経験があり、培った経験を本業務に活かすことができるか。</li> </ul>
2	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的で安全な指導計画を立案できる体制と具体的な方策がとられているか。</li> <li>・指導者間の協力・連携など円滑な指導が実施できる方策がとられているか。</li> <li>・運営団体としての運営体制や業務分担が適切に構築されているか。</li> <li>・配慮を要する生徒（外国語の対応が必要な生徒等）への対応を踏まえた運営体制となっているか。</li> <li>・指導者の不適切な指導等を防止するための方策がとられているか。</li> <li>・保護者との連携や信頼関係構築のための方策がとられているか。</li> <li>・保護者からの問い合わせに対する適切な方策がとられているか。</li> <li>・財政状況が適正であり、健全で安定した運営が期待できるか。</li> </ul>
3	指導者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生のクラブ活動としてふさわしい専門性や資質・能力を備えた指導者が配置されているか。</li> <li>・指導者の質の向上のための人材育成に関する具体的な方策がとられているか。</li> <li>・指導者が安心して指導できる支援体制は構築されているか。</li> </ul>
4	危機管理・情報管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動中のけがや事故の発生等、緊急時の対応に関する適切な方策がとられているか。</li> <li>・台風・地震等の自然災害発生時の対応に関する方策は適切か。</li> <li>・生徒の安全管理のための適切な体制が構築されているか。</li> <li>・指導者の安全管理に関する取組みは整備されているか。</li> <li>・適切な法令順守の方針等が整備されているか。</li> <li>・個人情報等の管理及び保護に関する適切な方策がとられているか。</li> </ul>
5	活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域クラブ活動の内容充実に向けた取組みが考えられているか。</li> <li>・取組む内容は、地域クラブ活動の参加者や保護者にとって魅力的なものか。</li> <li>・活動スケジュールや活動場所は、参加者に配慮した計画となっているか。</li> <li>・地域クラブ活動を持続可能なものにしていくため、適正な参加費の額が提案されているか。</li> </ul>
6	提案価格（見積額） ※令和7年度及び令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容に対して適切な提案価格となっているか。</li> <li>・提案内容に対して積算根拠は適切か。</li> </ul>

東京都北区地域クラブ活動運営等業務委託プロポーザル審査基準 第2次審査（プレゼンテーション審査）

No	審査項目	主な評価の視点
1	プレゼンテーション能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 提案書に基づいたプレゼンテーションを行い、説明が明確でわかりやすいか。</li> <li>• 書類上の文言ではなく、説明者の言葉で説明できているか。</li> </ul>
2	質疑応答	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 質問を的確に理解できているか。</li> <li>• 回答内容が明確で適切であるか。</li> </ul>
3	取組姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 発注者と連携し、状況に合わせて臨機応変に対応する姿勢を持っているか</li> <li>• 本業務に対する意欲や熱意が感じられるか。</li> </ul>